

2024年度東海国立大学機構

融合フロンティア次世代リサーチャー事業募集要項 (岐阜大学生向け)

国際連携専攻(ジョイント・ディグリープログラム)対象募集

○募集対象年次

工学研究科 連合農学研究科	国際連携専攻(ジョイント・ディグリープログラム) 2024年4月入学・進学予定者
------------------	---

*上記以外の詳細は、「4. 申請資格」をご参照ください。

2023年2月

2024年度東海国立大学機構融合フロンティア次世代リサーチャー事業 募集要項

1. 趣旨

「東海国立大学機構融合フロンティア次世代リサーチャー事業」(以下、「本事業」という)では、世界・日本が直面する様々な課題を解決するとともに、将来の知識基盤社会を先導する博士人材育成を目的としています。博士後期課程(博士課程)学生は、すでに研究の最前線に立ち、大学の研究を根底から支えています。本事業では、優秀な学生に経済的支援を行うこと、また企業等で求められるスキルを身につけるコースを用意することで、就職等への不安を払拭し、研究に専念できる環境を用意します。

加えて、専門分野の異なる博士課程学生や名古屋大学の学生などとの交流の機会を設けることで、自身の発想に基づく新たな研究展開や融合研究の創出を促します。

※本事業は、国立研究開発法人科学技術振興機構「次世代研究者挑戦的研究プログラム」と東海国立大学機構により実施されるものです。

2. 申請対象分野（4分野）

以下の4分野があり、分野ごとに目的とする育成人材像が異なります（別表1参照）。

I. バイオサイエンス分野	II. 革新的学際分野
III. 脱炭酸・環境分野	IV. グローカル推進分野

留意事項

- ・所属する研究科・専攻を問わず、いずれの分野にも申請可能です。
- ・申請分野については、第1志望から第3志望まで選択してください（但し、第2志望以降は任意）。

3. 採用予定人数

バイオサイエンス分野	各分野を通じ、若干名 ※応募状況を踏まえ分野間で採用者数の調整を行います。
革新的学際分野	
脱炭素・環境分野	
グローカル推進分野	

4. 申請資格

本事業に申請できる者は、休学期間を除く標準修業年限内で修了予定の学生のうち、次の(1)～(2) いずれにも該当する者（留学生を含む）とします。

○2024年4月入学・進学予定者

(1) 在籍条件

本学博士後期課程の国際連携専攻(ジョイント・ディグリープログラム)に入学・進学を希望する者で、2024年4月に博士後期課程に入学・進学する者

○対象となる国際連携専攻(ジョイント・ディグリープログラム)

- ・ 岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻
- ・ 岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻
- ・ 岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻

(2) 博士後期課程入学・進学時において、以下のいずれにも該当しない者

- ① 所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準（240万円／年を基準とする。）で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生（アルバイトに係る賃金は除く）
- ② 国費外国人留学生制度による奨学金を受ける留学生
- ③ 母国からの奨学金等の支援を受ける留学生
- ④ 日本学術振興会の特別研究員

留意事項

- ・ 本事業における支援期間中に、本事業以外からの支援を受ける予定の場合、併給が可能かを当該奨学金等の事務局又は関連部署に確認してください。
- ・ 本募集は、リサーチャー事業に係る募集であり、受給するためには、別途、各研究科が実施する入学試験に合格する必要があります。
- ・ 採用決定後、入学までの間に国際連携専攻(ジョイント・ディグリープログラム)への進学を取りやめる場合は、早急に問合せ先へご連絡ください。
- ・ 本事業は、予算の都合によりやむなく終了することもあります。その点をご承知おきください。

5. リサーチャー奨励金（以下「奨励金」という）

リサーチャーには、以下の奨励金が支給されます。

(1) 研究専念支援金 月額 18 万円

原則毎月末までに、本人の口座に振り込まれます。当所得は、雑所得となりますので、毎年確定申告の手続きが必要となります。

※留学生は、租税条約の手続きを行うことにより確定申告が不要になる場合があります。

※奨励金（研究専念支援金）は所得とみなされるため、リサーチャーに認定された者で現在、「扶養家族」となっている場合は、社会保険上の手続きが必要（国民健康保険への加入）になります。家族（扶養義務者）に、奨励金（研究専念支援金）を受給することを伝え、必要な手続きを行ってください。

(2) 研究費 年額 25 万円

本学にて研究費を管理いたします。本学の会計手続きに従い、研究計画に沿った支出を行っていただきます。

※(1)研究専念支援金、(2)研究費ともに、博士課程 1 年次および 2 年次（Bグループは 1 学年上の年次）修了時に実施する QE1^{注1)}、QE2^{注2)}等の結果により、金額を増額する場合があります。

注 1) Qualifying Examination 1（博士課程 1 年次：標準修業年限での修了可能性、国際共同研究・融合研究の計画状況、IELTS 5.5 相当以上の確認）の略称

注 2) Qualifying Examination 2（博士課程 2 年次終了時：標準修業年限での修了可能性、国際共同研究・融合研究の実施状況、IELTS 6.0 相当以上（留学生は、日本語能力試験 N2 相当以上も課す（漢字語圏の留学生は N1 相当））の確認）の略称

6. 支給期間

奨励金の支給期間は、最大 3 年間です。ただし、支給中断・停止要件に該当した場合は、支給期間が短くなる場合があります。

支給開始時期：令和 6 年 4 月から（最大 3 年間）

支給開始の条件：本学博士後期課程の国際連携専攻（ジョイント・ディグリープログラム）に入学していること。

- (申請書様式の変更、申請書各項目のタイトル・説明文の改編・削除はできません)。
・受付時間は、本学のメールサーバの受信時間で判断しますのでご留意願います。

9. 選考及び結果について

(1) 選考

第1次審査(書類選考)及び第2次審査(面接選考)を実施します。ただし、第1次審査通過者のうち、第1次審査の結果により、第2次審査を免除し、第1次審査をもって合格とする場合があります。第2次審査(面接選考)は、第1次審査(書類選考)通過者のうち、第2次審査免除者を除き実施します。

また、審査は、初めに申請のあった第1志望の分野により実施しますが、応募状況により、第1志望以降の分野で審査を行う場合があります。

留意事項

- ・第2次審査(面接選考)を以下の日時で実施します。なお、日時指定に関する希望は一切応じることができません。
- ・面接選考対象者への通知は、申請時に登録していただいた電子メールアドレス宛に連絡します。

面接選考日 3月27日(月)～3月31日(金)の期間内の1日

- ・対象者への面接日時の連絡は、面接日の3日程度前に通知いたします。
- ・オンラインにより実施する場合があります。

(2) 審査方針

評価項目は、以下のとおりとし、個々の要素を踏まえて評価を行います。また、各分野の審査基準は別表1をご参照ください。

- ① 海外を含む有力な研究機関・企業等との共同研究、あるいは融合研究領域における挑戦的研究能力があること
- ② 将来を担う優れた博士人材となることが十分に期待できること
- ③ 研究方法が独創的で、標準修業年限内での研究課題設定が適切になされていること
- ④ 博士号取得後のキャリアと標準修業年限内で培う能力等を明確に自覚していること
- ⑤ 各分野において設定する基準
- ⑥ 国際連携教育課程等に在籍している点も考慮する

(3) 結果通知

合格者に対して、以下のとおり通知を行います。

結果通知日 4月13日(木)

申請時に登録した電子メールアドレス宛に通知します。

10. リサーチャーの義務

リサーチャーとして、奨励金を受給する者には、以下の義務が課されます。

- (1) 当該年度の研究に関する報告書及び次年度以降の研究活動計画書の提出
- (2) 指導教員・メンターもしくはキャリア相談教員等との面談
- (3) 日本学術振興会特別研究員事業への応募
- (4) QE1 及び QE2 の受験
- (5) 事業統括が認定する講義、研修、セミナー等の参加（別表1を参照）
- (6) 本学が指定する公的資金の使用に係る研修、研究倫理教育の受講
- (7) リサーチャー終了後の調査への協力
- (8) その他本学が必要と定めた事項

11. 奨励金支給の停止

次のいずれかに該当する場合は、奨励金の支給を停止します。

- (1) 退学、除籍又は転学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績が不良となったとき。
- (4) 年度毎の研究成果の報告を怠ったとき。
- (5) 奨励金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 申請資格の(2)の①～④に該当したとき。
- (7) (1)～(6)のほか、リサーチャーとして適当でない事実があったとき。

12. 奨励金の返還

支給中断、停止の事由により、受給資格がないにもかかわらず支給を受けた奨励金があるとき

は、その支給を受けた金額のうち受給資格がないものとされる部分の金額を本学に返還することになります。

13. リサーチャー終了後の調査への協力義務

本事業は、国立研究開発法人科学技術振興機構「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の補助の下に実施するため、終了時から10年程度、就職等の現況調査等を行う可能性がありますのでご承知ください。リサーチャーの氏名、所属研究科、支援期間、研究テーマ、連絡先（e-mail アドレス）は、科学技術振興機構に提供されますのでご了承ください。

リサーチャー終了後であっても連絡することがあるため、連絡先の住所、就職先、Eメールアドレス等が変更になった場合は、大学の担当先へ必ずご連絡願います。

〈「融合フロンティア次世代リサーチャー」に関する問合せ先〉

学務部教務課

融合フロンティア次世代リサーチャー事業担当

E-mail : gufellow@gifu-u.ac.jp

TEL : 058-293-2133、2136